新型コロナウイルス

感染症対策ガイドライン第7版の主な変更点

公益社団法人全国学習塾協会

主な改正部分は以下の通りです。

(詳細についてはガイドライン第7版本編をご覧ください。)

新設項目 (令和5年3月13日以降の「マスク着用」の基本的考え方について記載しています。)

- ① 対応方針(3ページ)
- ・「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断 に委ねることを基本とする。
- ・本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- ・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上 の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

削除項目 (政府の方針に則り、第6版から第7版にて記載を削除しました。)

- ①「感染リスクが高まる5つの場面」について
- ・場面1:飲酒を伴う懇親会等
- ・場面2:大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3:マスクなしでの会話
- ・場面4:狭い空間での共同生活
- ・場面5:居場所の切り替わり
- ②「通塾・出勤を控える条件」について
- ・同居家族や身近に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国や地域等への渡航がある場合

③「従業員・事業所内での対応例」について

- ・抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、その陽性者の「接触者」に対する PCR 検査等の速やかな実施を検討する。
- ・従業員同士の距離が近いなど密になりやすい場合、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

④「身体的距離確保による密集回避」

- ・教室等における塾生同士及び講師との間隔はできる限り2mを目安に最低1m空ける。
- ・塾生の四方を空けた席配置をするなど、塾生同士の接触を少なくする。
- ・対面機会をできるだけ避け、飛沫対策としてマスクを着用し、かつ、換気に注意をした上でビニールカーテンや透明間仕切り板を設置する。

以上